

大阪市立小学校
学校配置の適正化の
推進に向けての意見書（案）

平成 25 年 12 月

大阪市学校適正配置審議会

目 次

| | |
|----------------------------|-----|
| はじめに | P 1 |
| I 児童数の推移及び現状 | P 2 |
| II 適正化に向けた今後の推進のための基本的な考え方 | |
| 1 学校適正配置の基本ルール | |
| (1) 適正配置の基本的な考え方 | P 2 |
| (2) 適正配置の手法 | P 2 |
| (3) 適正配置において満たすべき条件 | P 3 |
| 2 統合への不安解消、魅力ある学校づくり | |
| (1) 適正配置において配慮すべき事項 | P 3 |
| (2) 統合校の教育環境の向上策について | P 4 |
| 3 地域と区長、教育委員会の連携による適正化の推進 | |
| (1) 対象校と取り組みの優先順位 | P 4 |
| (2) 基本的な協議の進め方 | P 5 |
| (3) 統合によって廃校となる学校の跡地利用について | P 6 |
| おわりに | P 6 |

はじめに

- ・大阪市の小学校の児童数は、昭和 54 年度は約 24 万 2 千人だったが、平成 25 年度には約 11 万 5 千人と半減している一方で、学校数は、昭和 54 年度の 290 校から、平成 25 年度には 297 校と反対に増加している。
このような長年の少子化傾向に起因する児童数の減少の結果、小学校の小規模化が進行し、学年によっては単学級が生じ、さらに複式学級を有する学校も存在している。
- ・一般的に小規模校は学校としてまとまりやすい、児童一人一人の生活実態が把握しやすい等の利点がある一方で、教育活動の幅が狭くなる、互いに切磋琢磨する機会が少なくなる、またクラス替えができないので人間関係が固定化するなどの教育環境に関する課題も顕著である。
集団活動を通して得られる人と協調する力、困難な問題に対応する力は、子どもたちが将来、社会生活を営む上で不可欠である。
- ・こうしたことから、当審議会では、平成 22 年に「今後の学校配置の適正化の進め方について（答申）」を教育委員会に提出し、それに基づいて、児童のより良い教育環境の整備を図るため、区長と連携しながら、学校配置の適正化の取り組みが進められているところである。
- ・しかしながら、学校配置の適正化の取り組みを進めるにあたって、適正配置対象校の保護者や地域住民に対し、統合に対する理解を深めていただくための協議を重ねている中で、学校が地域コミュニティーの核となっていること、学校に対する強い愛着心があること、また小規模校で十分満足しており、統合の必要性を感じていないなどの理由で理解を得られないこともあります、そのため協議が長期化することも少なくないと思われる。
- ・今後、より効果的に取り組みを進めるためには、大阪市としての「学校配置の適正化の推進のための指針」が必要であり、教育委員会は教育環境の向上策に対して積極的に支援を行うべきと考える。
- ・以上のことから、当審議会は「学校配置の適正化のための指針」の策定に係わる基本的考え方をここに意見書としてまとめた。

I 児童数の推移及び現状

1 児童数・学校数の推移

- ・大阪市の小学校の児童数は、昭和 33 年度に約 35 万人でピークを迎えた後は減少しつづけ、第 1 次答申当時（昭和 54 年度）の約 24 万 2 千人から見て、平成 25 年度には約 11 万 5 千人と半減しており、この 10 年間で見ても低い水準で推移している。
- ・しかしながら、過大規模校の分離新設もあって、昭和 54 年度には 290 校であった学校数が、平成 25 年度には 297 校と、反対に増加している。

2 大阪市の現状

- ・平成 25 年 5 月 1 日現在、大阪市内には 297 校の小学校があるが、昨今の少子化傾向など社会状況の変化を受けて、11 学級以下の小学校は 110 校で、そのうち将来推計により、今後とも 11 学級以下の状況にあると見込まれる 91 校が、適正配置の対象校となっている。
- ・これらの 91 校の分布状況を見ると、適正配置の対象校は、23 行政区に及んでいる。

II 適正化に向けた今後の推進のための基本的な考え方

1 学校適正配置の基本ルールについて

(1) 適正配置の基本的な考え方

- ・学校配置の適正化を進めるにあたっては、大阪市学校適正配置審議会における平成 22 年 2 月「今後の学校配置の適正化の進め方について(答申)」を起点とする。
- ・学校配置の適正化は、児童の良好な教育環境の確保、教育活動の充実を図ることを目的とする。

(2) 適正配置の手法

○統合

- ・学校配置の適正化の方策としては、基本的には「統合」の手法により進める。
- ・統合を考える場合は、小規模校同士の統合を優先する。
また、2 校の統合だけではなく、学校規模や位置関係等を考慮し、3 校以上の学校の統合もあわせて検討する。
- ・統合後の学校施設を考える場合は、既存の学校施設を可能な限り利用する。

- ・原則として、小規模同士の統合では、児童数の多い学校の校舎を使用し、小規模校と適正規模校の統合では、適正規模校を存続校として使用する。ただし、統合を進めるなかで、保護者や地域住民の合意が得られる場合は、原則に縛られるものではないと考える。

○校区の変更

- ・基本的な「統合」以外の方策としては、「校区の変更」の手法がある。
- ・校区の変更を考える場合は、関係校すべてが12学級から24学級の適正規模の学校となるよう、既存の学校施設の状況にも考慮して検討する。
- ・この場合、在校生の友人関係や今後入学してくる在校生のきょうだい関係を配慮し、指定外就学の特例の設定も合わせて検討すべきである。

(3) 適正配置において満たすべき条件

- ・原則として適正規模（12～24学級）になること。
- ・必要な教室数等の学校施設要件を満たすこと。
- ・通学距離が概ね2km以内になること。
- ・通学路の安全面において道路交通事情等により支障をきたすことがないこと。
- ・適正配置の相手校は、同一中学校区にあり、校区が隣接している学校とするが、通学路や施設面、地理的条件、地域コミュニティー等を総合的に勘案し、保護者や地域住民の合意が得られる場合は、原則に縛られるものではないと考える。

2 統合への不安解消、魅力ある学校づくり

(1) 統合において配慮すべき事項

- ・統合を進めるにあたっては、保護者や地域住民の理解と協力が不可欠であり、統合協議会や統合準備委員会などを通じて、統合後の学校のあり方などについて共有を図るべきである。
- ・統合によって、児童の心理的な負担が生じないよう、統合前に対象校同士の交流活動や、地域の子ども会の合同活動を実施するなどの取り組みを進めるべきである。
- ・統合により生じる新たな物品（標準服等）は教育委員会が用意し、保護者に過度の負担を与えないよう配慮すべきである。
- ・統合により通学路の変更が生じる場合は、保護者や地域住民とも共同して、通学路の現地確認等を行い、安全対策について、必要に応じて地元警察や本市関係機関と調整すべきである。

(2) 統合校の教育環境の向上策について

- ・統合によって誕生した学校が、新しいコンセプトのもとで教育活動を開き、学校の活性化・特色化を図ることを、教育委員会は支援すべきである。
- ・適正配置の対象となった学校の教育方針や、これまでに培った教育実績など文化的な継承が、新しい学校においても図られるよう考慮すべきである。
- ・既存の施設の活用を原則とするが、新しいコンセプトのもとで展開する教育活動に必要な施設・設備は、整備すべきである。
- ・統合後においても児童が、安心して通学できるよう、必要に応じ通学路の点検など、地域と連携し、安全の確保を図るべきである。
- ・統合後においても、児童にきめ細かい対応ができるよう、教員配置について配慮すべきである。

3 地域と区長、教育委員会の連携による適正化の推進

(1) 対象校と取り組みの優先順位

- ・毎年5月1日現在の学校現況調査において、11学級以下の小学校（答申の分類①～⑥に該当するもの）を適正配置の対象とする。
- ・優先順位については、分類の①、②を最優先に取り組むべき学校とする。
- ・それ以外（分類③～⑥）は原則として、小規模化が進んでいる学校や、将来推計において小規模化が進むことが見込まれる学校から、区長と教育委員会が連携し、地域を主体とする適正化の取り組みを検討すべきである。
- ・ただし、分類⑥については、就学制度の改善（学校選択制、指定外就学の拡大）や国が計画している学級編制基準による影響なども含め、学級数、児童数の推移を十分注視し、適正配置の取り組みの是非について、見極める必要がある。

◆適正化対象校の分類

- ① 複式学級を有する小学校、もしくは複式学級を有してはいないものの、全ての学年の児童数が20名未満であり児童の男女比率に著しい偏りがある学年を有する小学校
- ② ①には該当しないが、児童数が120名を下回る状況であり、今後とも児童数が120名以上に増加する見込みが立っていない小学校
- ③ 現在児童数が120名以上の状況ではあるが、今後児童数が120名を下回ることが見込まれる小学校
- ④ ①～③には該当しないが、今後とも全学年単学級の状況にあると見込まれる小学校
- ⑤ 現在7学級以上11学級以下の状況ではあるが、今後全学年単学級の状況になることが見込まれる小学校
- ⑥ 今後、7学級以上11学級以下の状況にあると見込まれる小学校

(2) 基本的な協議の進め方

◆第1段階…統合に向けた合意形成

- ・学校長への説明
- ・当該校PTA、地域への説明
- ・統合協議会等において統合に向けた課題等の整理（隨時）
- ・保護者説明会の開催（隨時）



※当該校の保護者、地域が統合について承認

統合に向けた合意形成

◆第2段階…統合の最終合意

- ・統合協議会等での協議（隨時）
　　統合時期、今後の進め方等の課題整理

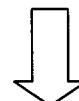


※統合時期、今後の進め方について承認

統合の最終合意

◆第3段階…統合に向けた具体的準備等

- ・統合協議会等での協議（隨時）
　　教育活動の充実のための方策
　　校名、校歌、校章、通学路の安全対策等



※統合に向けた校名、校歌、校章、通学路の安全対策等の具体的な準備が完了

統合

(3) 統合によって廃校となる学校の跡地利用について

- ・学校の跡地については、大阪市未利用地活用方針において、売却を前提とした処分検討地として分類されているが、市民の貴重な財産であることから、区長を中心とし、関係局とも連携を図りながら、その処分及び有効活用については、計画的に進めていかなければならない。
- ・土地流動化委員会の意見書においても、学校の跡地は地元の愛着といったものに配慮する必要があり、処分に当っては個別の用地に係る状況を十分精査し、地域との調和を図ることのできる具体的な処分方策、有効活用、処分時期について慎重に検討した上で進めるようにと示されている。
- ・学校施設は地域の住民にとっても投票所、災害時における避難所といった機能を持っているとともに、祭りなど地域コミュニティーの場としても使用しており、個々の学校跡地に係る地元の住民の意見や要望を十分に聞くなど、柔軟な対応をしていく必要があると考える。

おわりに

- ・本審議会では、平成15年7月に教育委員会より「学校規模・配置の適正化に関する基本方針、ならびに適正化のための具体的方策」について諮問を受け、16年答申、20年答申に続き、平成22年に今後の学校配置の適正化の進め方についての答申をとりまとめ、教育委員会へ提出したところである。
- ・これまででも答申を踏まえ、学校の適正化に向けて取り組みを進めてこられたが、今後ともより一層、地域と区長、教育委員会が連携しながら計画を策定し、取り組みを進めていただきたい。
- ・取り組みを進めていくうえで、それぞれの学校のあり方については、やはり保護者や地域住民が中心となって、どのような学校にしたいのかを主体的に考えていただくことが重要であると考える。
- ・この意見書を踏まえ、未来を担う児童の将来のために、地域と区長、教育委員会が一丸となって今後の取り組みを進めていただき、保護者や地域住民が主体的に学校づくりに関わっていけるような環境をつくっていただくことを求める。